七　第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離

7　地中式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁

三　［略］

四　第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤

9　地中式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ

七　他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の壁の材質を、目視等により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　［略］

四　火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

六　土堤又は簡易土堤の有無を、目視等により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定

七　第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離

7　地中式二級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁

三　［略］

四　第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤

9　地中式三級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ

七　他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一　［略］

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三　［略］

四　火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、目視及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視又は図面により検査する。

六　土堤又は簡易土堤の有無を、目視により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定